

会 議 録 (要 旨)

会 議 の 名 称	令和元年度 第1回東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議				
開 催 日 時	令和元年7月18日(木) 午後6時00分～7時30分				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 西村委員(会長)、紺野委員(職務代理)、高橋委員、鳥本委員、平野委員、十時委員、五十嵐委員</p> <p>(市) 渡部市長、荒井副市長</p> <p>(所 管) 堀口資産マネジメント課長</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、中田企画政策課主任</p> <p>●欠席者：河村経営政策部次長</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	1名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 委員の自己紹介 3 事務局紹介・資料の確認 4 会長の互選・職務代理の指名 5 会長挨拶・職務代理挨拶 6 会議の公開・傍聴に関する定め等について 7 諮問・市長挨拶 8 所管説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東村山市の公民連携の取組み 9 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の進め方 (2) 検証対象の選定 10 その他 <p>○次回開催日程について</p> 				
問 い 合 わ せ 先	東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議事務局 (東村山市経営政策部企画政策課) 住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話：042-393-5111 (内線2212)				
会 議 経 過					
<p>1 委嘱状の交付</p> <p>○ 市長から委員へ委嘱状が交付された。</p> <p>2 委員の自己紹介</p> <p>○ 委員7名による自己紹介。</p> <p>3 事務局紹介・資料確認</p> <p>○ 事務局の紹介と資料の確認。</p>					

4 会長の互選・職務代理の指名

- 会長に西村委員、職務代理に紺野委員が選出された。

5 会長挨拶・職務代理挨拶

【会長】

あらためて、会長に任命されて身の引き締まる思いだ。私は、こういった審議会でいくつか委員や会長を務めさせてもらっているが、首長自身が出席する中で議事を進める審議会は経験したことがない。最近、都政改革アドバイザー会議という、小池知事がいる中で参加するものがあり、今、首長自身が参加される会議という意味では2つ所属している。ともに共通するのは、首長肝いりの政策であるということだ。そこにトップとして関心を払っているという姿勢の表れであると痛感しているし、それ故に、こういう会議体の責任は重いと考えている。全国的に見ても、条例の見直しの時に会議体を立ち上げてチェックするというのはよく行われているが、常設型でまちづくり条例についてしっかり点検していくという条例は、調べた限り見当たらない。それだけユニークな取り組みであるし、ここで引き続き成果を挙げていくことができれば、モデルケースとして注目を浴びる会議体、進め方になると思う。引き続き、力をお貸しいただければと思う。よろしく願います。

【委員】

引き続き職務代理となった。会長を補佐しながら頑張っていきたいと思うので、よろしく願います。

6 会議の公開・傍聴に関する定め等について

- これまで通りに「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議の公開、傍聴者への会議資料の閲覧・持ち帰り許可、会議録の発言者名表記不可（会長・委員で表記）、傍聴に関しては「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議の傍聴に関する定め」に従い許可すること、委員名簿のホームページ掲載は【配付資料3】のとおり公開することが決定された。

7 諮問・市長挨拶

【諮問事項】

平成30年度に東村山市が実施した新たな公民連携の取り組みについて

【市長】

本日はお忙しいところ、また足元の悪い中、今年度第1回となる「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例 見守り・検証会議」にご出席をいただき感謝申し上げます。また、先ほどは皆さまに、向こう2年間の任期の委嘱状をお渡しさせていただきました。今回、五十嵐委員以外の方は、この会議体が設置されてからずっと委員をお願いしているところだが、引き続きよろしくお願い申し上げます。また、五十嵐委員におかれましては、これまでも男女共同参画市民推進委員会等でご尽力いただいていたわけだが、今回こちらの公募市民枠にご応募いただき、新たに委員となっただけだ。市民の立場での観点から市の事業等を見ていただき、みんなで進めるまちづくり基本条例に沿った運営がされているかどうかという検証をお願いしたいと思う。すでに長きにわたって委員を務めていただいている方がほとんどであるので、ご案内のとおりだが、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例が制定されたのが、平成25年12月定例会である。その後、市政施行50周年の平成26年4月から施行して、条例としてはすでに丸5年経過したところだ。この条例を作るにあたって、手続条例なるものを定めて、幅広い市民のご意見を頂戴しようということで、5千人の市民を無作為に抽出し、そのうち80名くらいの方にご参加いただいた。無報酬で、月1回くらいのペースで1年半の間いろいろな視点からご意見をいただき、その提言をもとに条例制定するという過程を経てき

た。条例制定するまでの間も約5年の時間をかけて様々な観点でご意見をいただいていた。みんなで進めるまちづくり基本条例を制定する背景としては、少子高齢化、人口減少、そして市民の意識も非常に多様化する中で、これまでのように行政だけでまちづくりを進めていくことが難しい時代になってきたということがある。やはり、主権者であり、納税者でもある市民の皆さんにも、市民としての立場でまちづくりに自主的、積極的に関わりを持ち、我が事として捉えていただくことが重要だろうということから、当時全国的に見ても、自治基本条例、まちづくり基本条例というものを制定することが1つの大きな流れとしてあったことから、本市としても条例制定をさせていただいた。そういう意味でいうと、制定に至る準備段階から、制定後を含めると、10年程度この基本条例の関係については進めてきた。今では、条例に謳われている基本原則である市民の皆さんとの情報共有、あるいは市民参加、そして協働といったことが、ほぼ当たり前のように行われるようになってきているのではないかと考えている。一方で、ますます高齢化、少子化、人口減少する中で、市民の皆さんの意識も多様化しており、いろいろな団体でも、後継者がいないとか、活動が停滞するというところを、身近な自治会等の活動を見ている、いろいろなところでお話しをいただいているところだ。折しも現在東村山市では、次の10年間を見据えた総合計画の改定作業を行っている。今回はあわせて、都市計画についての基本方針となる都市計画マスタープランなど、大きな計画5つを改定しようということを進めている。今後は日本全国、東京においても人口が減少して、地域で様々な課題が新たに発生することが予測される。行政だけでなく市民の皆さん、あるいは市内でご商売をされている事業者さんや団体と、協働・連携しながら、みんなでこのまちを持続可能なまちとしていくことが、ますます求められていると考えている。私も4月に選挙があり、4回目の当選を果たさせていただいたところだが、今後も笑顔あふれる東村山を目指して、みんなで進めるまちづくり基本条例の理念に則り市政運営に努めていきたいと考えているので、委員の皆さまには、これから2年間様々な面でお世話になると思うがどうぞよろしくお願いする。

8 所管説明

(1) 東村山市の公民連携の取組み

【事務局】

先ほど諮問させていただいたとおり、今年度においては平成30年度に市が実施した新たな公民連携の取組みについて、「協働」「職員の責務」の観点から、検証をいただきたいと考えている。

なお、平成29年度において既に「協働」をテーマに検証いただいたが、その際は、市民団体との協働事業だったので、今年度は民間事業者との協働に絞ったテーマにしたいと考えている。

まずはじめに、この見守り・検証会議で公民連携をテーマに検証いただくにあたり、昨年度公民連携によるまちづくりに関する基本方針を策定した資産マネジメント課から、本市における公民連携の考え方をご説明させていただく。

【資産マネジメント課】

今年度の見守り・検証のテーマである公民連携について、東村山市ではどのような考え方で、どのように進めてきたのかについて説明させていただく。

まず最初に、なぜ今、公民連携なのかという点について触れさせてもらう。大きな背景の一つには、人口減少と少子高齢化の問題がある。戦後から2010年くらいまで人口が急激に増加し、その後100年で、100年前の水準にまでジェットコースターのように一気に人口が減少するというところで、日本史上例を見ない急激な変化を迎えることになる。東村山市においてもすでに推計を上回る速度で人口減少、少子高齢化が進んでいるという状況だ。

もう1つの大きな背景は、ハコモノ、インフラなど公共施設の更新問題がある。簡単に申し上げると、高度成長期に一斉に整備した公共施設、図書館、学校といったハコモノ施設や、道路や橋といったインフラ施設が今後一斉に更新時期を迎え、財政状況が厳しさを増す中、これをどう

更新していくかという問題だ。市の推計によれば、今ある施設すべてを今までどおりに維持すると仮定した場合の更新費用は、今後30年間で1千400億円以上になると推計されている。現状の実績ベースのコストで比べると、毎年約23億円の予算が不足するという計算になる。したがって、今ある施設すべてを今までどおりに維持するというのは現実問題として不可能ということになる。これは東村山市だけの問題ではなく、今、全国の自治体が共通して抱える問題となっている。

このことに加えて、市民の方のライフスタイルや価値観も多様化しており、行政課題も今までに比べて高度化・複雑化してきている。厳しい財政状況の中で、良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、これまでの発想にとらわれない手法が求められるようになってきており、その手法の1つが公民連携であると考えている。市では、これまでも公民連携をやっていたわけではないが、こういう状況なので、今まで以上に取り組む必要性が出てきたと認識している。

ここで改めて、公民連携とは、ということだが、ひとつの決まった定義というものはない。一般的には、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものであると言える。今、公共施設の更新問題が大きなきっかけとなり、全国的にもあらためて公民連携に注目が集まっている。国や地方公共団体、あるいは民間事業者の方が日々試行錯誤して、今までになかったような新しい公民連携の手法が生まれているというのが近年の状況である。市では、従来型の業務委託や指定管理者制度などを含めて、かなり以前から取り組んではいるが、今説明したような流れもあり、ここ数年では新たな公民連携の手法も取り入れてきた。いくつか代表的なものを紹介する。

最初に、防犯街路灯・道路照明LED化事業だ。市内には約9千灯の街路灯があるが、市民からの求めもあり、少しずつLED化を進めてきた。初期投資にかなりお金がかかるため、毎年限られた予算の中で数灯ずつ更新するしかなく、完了までに何十年もかかる状況であった。民間事業者の方から提案いただき、リース方式によるLED化のスキームを採用したところ、新たなコストをかけることなく、1年間でLED化を完了できただけでなく、LED化によりCO2排出量の削減など、副次的な効果も得られた。この事業のポイントは、公民連携というと大手企業がやるものというイメージがあるが、この事業においては、東村山の電気事業者の方たちが自ら主体的にスキームを検討し、大手のリース会社と手を組んでプロポーザルに参加し、実現に至ったという事業だ。市としては、あらためて、従来型の行政だけの手法ではない、公民連携という手法の可能性に気付かされた。また、地域の事業者の方にも、地域の課題を解決するために主体的・積極的に関わり提案をしてくれるという土壌があるのだと実感することになり、その後の公民連携の様々な取組み推進の大きなきっかけとなった事業である。

次に、宅配便受取りロッカーの設置だ。これは、指定管理者制度で駐輪場を管理している事業者からの提案だが、公共施設での設置は全国初の取組みだ。宅配便受取りロッカーを設置することで、市民の方にとっても荷物をいつでも受け取れるという利便性の向上につながった。一部ロッカーには防災備蓄庫が備えてあり、また、監視カメラもついているので、防災・防犯効果もあった。宅配事業者にとっても、再配達の問題解決につながった。公民連携によって、通常の駐輪場から社会インフラとしての駐輪所にバージョンアップできたという事例である。

次に、広告付案内板（デジタルサイネージ）の設置だ。これは、民間事業者による広告付きの事業スキームで、市内の地図や庁内フロア図、行政のイベント情報を表示させた案内板を行政の負担なしで設置できた。いきいきプラザ1階入口にある案内板だが、広告収入で企業が賄うスキームとなっているので、市の財政負担はなかった。来庁者の利便性が向上し、市には広告料が入ってくるようになり新たな歳入確保にもつながったという取組みである。公民連携により、低利

用だったスペースが価値とお金を生み出すスペースに変換できた事例である。

次に、イトーヨーカ堂及びセブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定だ。これは、東村山市と株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの3社で、市政の様々な分野で取組みをしていこうという包括連携協定を締結したという事例だ。店舗内に学校給食を展示して食育の啓発に協力いただいたり、ひがっしーグッズを限定販売していただいたり、様々な取組みが実現している。

さらに、平成30年度には、2つの大きな公民連携の取組みが実現した。その1つが、公共施設を活用したジョブシェアセンターの開設だ。人材派遣会社のパーソルテンプスタッフが展開している事業で、いわゆるサテライトオフィスだ。都心まで通勤することなく、都心のオフィスと同様の高い賃金水準で、専門的な仕事から単純作業まで、一人一人のスキルや経験、また、ライフスタイルに合わせて柔軟に働くことのできる場だ。かねてより、雇用創出と企業誘致を課題としていた東村山市と、都心郊外に先進的な人材を発掘して確保したいという事業者の課題が一致して、お互いに協力をした結果、都市郊外型の地方創生モデルを構築できたという取組みである。公共施設を活用して開設した事例としては、全国初の取組みとなった。

もう1つの大きな取組みは、ハコモノ施設への包括施設管理委託導入だ。これまで、市が持っているいろいろな施設を、各所管において施設ごとに維持管理の様々な業務をバラバラに契約していたが、専門的なノウハウを持つ民間事業者に全体の監督業務も含めて一括契約をするという取組みだ。これによって、事業者のノウハウを活かした様々な取組みを行い、維持管理の水準がレベルアップし、市民サービスの向上にもつながった。そして今までは、契約事務に相当の人的負担がかかっていたが、これを大幅に削減できて、生産性の向上にもつながったという事例だ。ハコモノ施設への導入としては都内初の事例である。

こういったいくつかの公民連携の取組みを進めていくと、新たな課題意識も生まれてきた。それは、公民連携事業というのは大手企業しかできないと考えられがちだが、先ほどのLED化事業のように、地元の事業者も大手と組んでできることがあったり、地元の事業者が一番得意なところでできることがたくさんあるという感覚が、今までの経験上で出てきたので、本当にそうなのだろうかということ。もう1つは、行政だけの発想で公民連携を進めようとしても、果たしてそれでうまくいくのかということもあった。また、これも経験からわかったことだが、行政と民間事業者はお互いにどんなことに困っているのかが分かりあえていないという課題もあった。そういう課題意識から、民間事業者と行政が一緒に学び成長していこうという場として、東村山市公民連携地域プラットフォームを平成30年1月に立ち上げた。このプラットフォームでは、公民連携の考え方や先進事例を職員と一緒に学びましょうということで、地域の事業者に来ていただき、セミナー実施やメーリングリストによる情報提供を行うようにした。このメーリングリストには、地元企業の方を中心に地域の様々な職種の方80名以上が登録している。

もう1つは、公民連携に対する市の考え方を提示した方が良いのではないかということになり、平成31年2月に「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」

【配付資料5】を策定した。基本方針として、公共的課題を解決し、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指すということと、従来の発想にとらわれず、あらゆる分野においてできる部分については公民連携を積極的に検討していくことを定めた。また、公民連携の三原則というものを考え、1つには、行政側が積極的に検討しないことには、民間事業者にくらやる気があってもできないということで、実現のための積極的な検討の原則ということだ。そして、市民サービスの向上も大事だし、行政の生産性の向上も大事だが、やはり事業者にも何らかのメリットがないと成り立たないのではないかということ、市民、行政、民間事業者「三方よし」の原則を定めた。また、三方よしを実現するためには、市民との協働とも共通するが、お

互いを大事なパートナーとして、対等な関係性でお付き合いする。これは民間事業者の言うことも対等な立場で理解するし、行政として譲れない公の機能部分についてはきちんと主張するということで、対等な関係を原則として定めている。

最後に、直近の取組みとして、民間事業者提案制度がある。7月10日から第1回公募を開始した。今までも、プロポーザルや提案をいただいたりしてきたが、行政が気付かない点についてはなかなかアイデアがもらえないという限界もあった。もっと民間事業者からアイデアをもらう余地があるのではないかという課題意識から取り組んだものだ。基本方針の精神を制度に入れて、積極的に検討するために、あらゆる分野で提案を受け付けるというテーマフリー。そして事業者のメリットも確保するという意味で、協議が整った場合には提案してくれた事業者を相手として随意契約で事業化する随意契約保証。地域でのオープンイノベーションを推進する意味で、地域プラットフォームとの連動型。この3点を特徴とする制度を立ち上げた。これについても、テーマフリー、随意契約保証、地域プラットフォームとの連動型という事例では、全国でほとんど事例がない。少なくとも都内初、もしかしたら全国でも初かもしれないと言われている状況で、正直やってみないとわからない部分もあるが、新たなチャレンジとして進めさせていただいている。

今後も基本方針やみんまち条例の精神を大事にしながら公民連携をますます進めて、持続可能なまちづくりにつなげていきたいと考えている。

【会長】

今の説明に関して、委員の皆さまから質問があればお願いします。

【委員】

サウンディング型市場調査とは具体的にどのようなものか。

【資産マネジメント課】

【参考資料1】をお付けしている。行政が事業を検討している段階において、まずは民間事業者と、市場性が本当にあるのかということや、民間事業者のノウハウを活かす余地があるのかということなどを確認するために、公募により透明性を確保したうえで、事業者と対話をするものだ。従来手法だと、行政が考えた条件で公募するので、民間事業者からすると、アイデアを出しにくい条件が設定されていたり、あるいは、市場性が全然ないものを仕様にして公募して、事業を実現したは良いが、その後採算性が採れず、事業が持続可能なものではなくなってしまうということが場合によってはあるため、それを克服するために事前に対話をするものである。タイミングとしては2段階あり、行政が事業の構想段階でアイデアを確認するパターンと、プロポーザルの公募直前に、公募要領が手を上げやすいものになっているかという確認をとるパターンがある。いずれも、民間事業者の参入意欲が向上したり、結果として実現した事業が採算性があったり持続可能なものになるようにするための取組みとして、全国の自治体でかなり行われている最近の手法だ。

【会長】

かなり新しいやり方に積極的に取り組んでいると思った。

【会長】

その他に説明全体等で質問はあるか。

【全委員】

なし。

9 議事

(1) 会議の進め方

【会長】

議事(1)の「会議の進め方」に入る。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

配付資料の6をご覧ください。

ご案内のとおり見守り・検証会議は、東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例第22条の規定に基づき、同条例の施行状況について見守り及び検証を行う会議だ。

次に2の令和元年度の予定だが、昨年度と同様の全3回を予定している。本日は第1回目なので、主に検証対象の選定をしていただき、10月の第2回目に検証、それから最後の1月に3回目として答申の検討を予定している。

最後に3の会議の進め方についてだが、後程、公民連携の取組みの中から、3つ程度事業を選んでいただき、それぞれについて検証シートに基づいて検証を行っていく。

検証シートについては、2枚目以降に(例)として添付しているが、基本的には先程の「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」についての説明の中でもあったように、公民連携の三原則に基づいてチェックポイントを設定させていただいているが、後程実施していただく予定の検証対象の選定によっては、第2回目において変更となる可能性もある。

【会長】

審議していきたいものの1つ目は進め方だ。事務局からの提案として、2回目で検証し、3回目で答申する。こういったシートを使って見ていくということだが、この進め方について異議はあるか。

【全員】

了承。

(2) 検証対象の選定

【会長】

検証対象の選定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

配付資料7をご覧ください。これは、市が民間事業者と実施している公民連携の取組みの一覧だ。左から番号、連携の分類、名称、締結年月日、相手方、目的、内容、所管部及び課が掲載されている。

まず、番号1～8までは、連携の分類として①連携協定となっている。

次に番号9は、連携の分類として②包括的民間委託となっている。

次に番号10～14は、連携の分類として③指定管理者制度となっている。

次に番号15～16は、連携の分類として④契約(サウンディングによる調査をしたもの)となっている。

次に番号17～24は、連携の分類として⑤広告等収入(相殺含む)となっている。

最後に番号25～26は、連携の分類として⑥その他となっている。

ここで、参考資料1をご覧ください。

指定管理者制度について、概要を説明すると、公の施設について普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に管理を行わせる制度で、民間の能力を活用し、住民サービスの向上等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法の改正により創設されたものだ。

これにより、行政は財政コストの削減や市民サービスの向上を図り、民間事業者はビジネスチャンスの拡大を図り、結果、市民は高品質な公共サービスを受けることで、トリプルウィンの構図が成立するというものだ。

また、公の施設とは何かというと、例として市民スポーツセンターや駅前有料駐輪場をイメージしていただくとわかりやすいと思うが、具体的な要件は、地方公共団体が設けるもの、施設であること、また住民の利用に供するためのものであるため、庁舎等は公の施設ではない。さらに、住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであるため、留置場等も公の施設ではない。

裏面のサウンディング型市場調査とは？については、先ほど堀口課長より説明があったため、割愛させていただきます。

配付資料7の横の表をご覧ください。

全部で26事業あり、時間の都合もあるので、今この場で、それぞれの事業について個別に説明はしませんが、これらの中から、3つ程度選んでいただいて、次回以降に検証をいただきたいと思う。

ただ、可能であれば、「新たな公民連携の取組み」ということで諮問させていただいたとおり、従来の手法である指定管理や広告等収入以外の公民連携の取組みの中から抽出していただけると、諮問の趣旨に沿った検証になるのではないかと考えているところだ。また、先ほど堀口課長より、当市の公民連携の取組みとして紹介させていただいたものは、全国的に見ても先進的な取組みや、その後の当市の公民連携の考え方に影響を与えた取組みなど、具体的にご説明できることも多い取組みとなるので、この中から抽出していただくと、よりよい検証になるのではないかと考えているところだ。

【会長】

検証対象について、皆さまから意見をいただきたい。市としては、なるべく新しいものをみてもらいたいということで、私もその方が良いのかなと思う。指定管理者等で検証するというのは、学術的にも検証はある程度進んでいるし、これを検証対象としてしまうと事業評価のようになってしまう。この会議は、みんなまち条例から見てどうか、ということなので、個人的には指定管理者の話は向かないのでは思う。せっかく東村山市では最先端の事業をやっているということもあるので、そういうものをピックアップしてもらえると良いのかと思う。逆に今後の改善点などをみんなまち条例の視点から言ってもらいたいということもある。

少し時間をとるので、1つか2つ候補を挙げてもらうような気持ちで見てもらいたい。

(2分)

【委員】

サウンディングというのをこの資料で初めて見た。最先端をいく手法だということで、サウンディングについてもう少し自分も勉強したいということと同時に、ほとんどの市民が知らない言葉だろうと勝手に思うので、そういう意味では、知ってもらいたいという努力があっても良いのではないかと思います、サウンディングをして契約した事業（15番第5次総合計画等策定支援業務委託、16番東村山市富士見文化センター空調設備・屋上防水等改修設計及び工事）のどちらかを挙げたい。

【委員】

私は、5番体育・スポーツ振興に関する包括連携協定と6番東村山市空き家対策の総合相談事業と26番東村山市街路灯LED化事業賃貸借を挙げる。

【委員】

サウンディング型市場調査が気になる。

【委員】

公共施設を活用したジョブシェアセンターは全国初ということだが、締結が今年の7月なので、まだ評価があまり出ていないのだろうか。

【事務局】

もう稼働しているので、現時点での状況は説明できるものと考えている。

【委員】

締結から1年経っているのであれば、全国初ということで、新しい手法に取り組んでいるということの評価をするという点で、4番ジョブシェアセンターが良いと思う。質問になるが、宅配便受取りロッカーの設置というのは、何番の事業になるのか。駐輪場の指定管理者がやったということか。

【事務局】

そうだ。この中では11番になる。

【会長】

仮にもし11番をやるとしたら、管理業務というよりは、宅配ボックス導入について見ていくということになる。

【事務局】

これを選ぶと、グルーピングとしては指定管理者になると考える。ただ、宅配ボックスだけをトピックとすることはできる。

【会長】

おそらく指定管理者制度は、事業評価自体の仕組みはあると思うので、それを重ねてやっても仕方がない。そうではなくて、宅配ボックスのところだけを見るということなら、あり得るという話だと思う。

【委員】

指定管理者をこれまでも公民連携でやっているにしても、新たにプラスアルファの内容を入れていくことで、今までの指定管理者という概念から広がったものになるという見方もあると思った。興味があるものとしては、全国初というものに対しての評価をここでやるというのはおもしろいと思うので、11番もそうだが、この中で言うと4番ジョブシェアセンターだ。

【会長】

4番と、条件付きで11番ということだ。

【委員】

内容を見て、一番項目が多く、それについて知りたいと思ったので、2番地域活性化包括連携協定と3番相互の持続可能な経営を共同研究し東村山創生を加速化させるための包括連携協定に興味を湧いた。あとは26番が、自治会長を務めたときにLED化を推していたので、興味があるため知りたい。

【委員】

市民と行政と民間事業者の3つの視点から見ると、26番が検証しやすいと思う。もう1つは、9番包括施設管理委託が、これも3つの視点から見やすいのではないかと。希望はこの2つだ。

【会長】

それでは、どの事業にするかの絞り込みに入りたい。明らかに関心の高かったのは26番LEDなので、これは検証対象事業とするということで異論ないか。

【全委員】

異論なし。

【会長】

話を伺った5名中4名が挙げているということで、26番を挙げていきたいと思う。

その他は、2番、3番、4番、5番、6番ということでバラバラになってしまっているが、連携協定のところで延べ5件の関心が集まっているので、やはり連携協定の中から1つ挙げるべきだと考えている。また、サウンディング調査については、2名の委員の意見に加え、もう1名の委員も関心を持たれた。そういう意味では関心が集まっているので、連携の分類としては、連携協定から1つとサウンディング調査から1つというように進めていきたいと思う。個人的には包括施設管理委託も非常に新しい取組みで行政学としては相当興味がある。

【資産マネジメント課】

補足させてもらう。資料にあるように包括施設管理委託については、取組みとしては②包括的民間委託に分類しているが、契約に至るまでにサウンディングを実施したので内容の方に補足で記載した。こちらであれば、サウンディングの経過も含めて説明できると考えている。

【会長】

そうすると、9番だと重層的にサウンディングと包括的民間委託の両方が見られるということだ。整理すると、サウンディングの中で、15番、16番と、9番も見られる。今の話だと、私としては9番で進められるとありがたいと思うがいかがか。

【全委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございます。2つ目としては、9番で進めさせていただく。

残りの連携協定は、延べ5件挙がっているわけだが、これはどうするか。あまりにも締結年が若くて見づらいという事業があれば事務局から教えてもらいたい。

【事務局】

日が浅いもので申し上げますと、5番についてはまだ協議中で、具体的な実績としてはまだあがっていない。

【市長】

あと、3番と4番は連動している。共同研究をやった上で、ジョブシェアセンターの開設に結びついているので、3番と4番は連動して取り扱ってもらっても良いのではないかと。

【会長】

ありがとうございました。会長としては、高橋委員の要望を1つも入れていないというのは心残りの部分もある。そうすると、3番と4番を抱き合わせて取り上げるというようにしてもらえると、概ね委員の方々の意見が反映されたかたちになるので、それでいかがか。

【全委員】

了承。

【会長】

確認する。まず、連携協定として、3番、4番を1つとして見る。2つ目として、包括的民間委託をサウンディング型調査と関連しているという観点を含めて、1つとして見る。最後に、LEDリース事業について見る。以上の3件を選定したいと思うが良いか。

【全委員】

了承。

【会長】

ありがとうございました。非常にスムーズに議事が進み、安堵している。

10 その他

【事務局】

今回は、令和元年10月24日（木）午後6時から、選定していただいた事業について検証していただくことになるのでよろしくお願いします。